

仙台市外郭団体の経営状況の評価結果
(令和5年度決算)

令和6年9月

仙台市外郭団体経営検討委員会

1 外郭団体の経営評価

(1) 経過

第三セクターなどいわゆる外郭団体の経営破綻により、地方公共団体本体が財政再生団体に指定されるという事例が生じ、総務省は、平成20年に、地方公共団体に対し、第三セクター等の経営状況の客観的な把握、その結果、経営が著しく悪化している場合の抜本的な経営改善策を講じるよう通知をした。

これを受け、本市では、平成21年に仙台市外郭団体経営検討委員会を設置し、毎年、経営悪化の可能性があると思われる一定要件（以下「2 委員会付議要件」を参照）に該当した外郭団体の経営状況について、外部の専門家による評価を受けている。

また、平成29年には、総務省より地方公共団体に対し、相当程度の財政リスクが存在する第三セクター等について、経営健全化方針を策定するよう通知がなされているが、本市においては、委員会設置以降、総務省の基準よりも厳しい要件で評価を実施し、これまでのところ経営健全化方針の策定が必要となった団体はない。

(2) 対象となる外郭団体

仙台市における外郭団体の定義は、

ア 市が当該団体の基本財産等の4分の1以上の出資又は出捐を行っている団体

イ 市の事務事業との密接な関連性から、その設立に市が主体的に関与し、かつ市が当該団体の運営に相当程度関わっていると認められる団体

のいずれかに該当する団体であり、令和6年7月1日現在で27団体となっている。

今年度においては、出資比率や設立経緯により他の地方公共団体（宮城県）が本市より主体的に関わっている2団体を除いた25団体のうち、あらかじめ定めた一定の要件（「2 委員会付議要件」参照）に該当した2団体について、具体の評価作業を行った。

当該2団体については、令和5年度の決算資料を基に、必要に応じて、令和6年度予算書等の資料を精査し、委員の合議により評価を行った。

2 委員会付議要件

前期決算（要件5については前3期決算）について、下記のいずれかに該当する外郭団体（他の地方公共団体が主導的な立場にあるものを除く。）を、付議対象とする。

要件1 経常損益が赤字であり、当該赤字額が10年間続いたと仮定すると債務超過になること

※ 損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準（平成20年総務省告示第242号）第二の二に規定する標準評価方式による評価が「A」以外となることを言い換えたもの。同基準は、自治体が団体の債務について損失補償又は保証をしている場合にのみ対象となるが、本市においては、全ての外郭団体について、この基準の対象とみなして評価を行うこととする。

要件2 債務超過にある団体であること

※ 退職給付引当金及び賞与引当金について、所要額を全額計上せず決算を作成している団体については、全額計上したと仮定して再計算した場合、債務超過状態と同等とみなされる場合を含む。

要件3 事業活動によるキャッシュ・フローがマイナスであり、当該事業活動によるキャッシュ・フローの5倍の額の絶対値が、現金及び現金同等物期末残高を超えていること

※ キャッシュ・フロー計算書を作成していない財団等にあつては、「当期経常増減額がマイナスであり、当該当期経常増減額の絶対値から減価償却費及び引当金を引いたものの5倍の額が、現金及び現金同等物期末残高を超えていること」と、株式会社等にあつては、「経常損失の額から減価償却費及び引当金の額を差し引いたものの5倍の額が、現金及び現金同等物期末残高を超えていること」と読み替えるものとする。

要件4 累積欠損金2億5千万円以上、かつ、基本財産、資本金又はこれに類するものの概ね50%以上であること

要件5 直近3年度全てにおいて経常損失が生じており、かつ、経営の改善傾向が見られないこと

※ 「経営の改善傾向が見られる」とは、経常損失額が前期と前々期、前々期と前々々期、前期と前々々期のいずれかの対比で20%以上減少している状態をいうものとする。

3 委員会付議要件該当団体

公益財団法人 仙台市産業振興事業団 (要件1に該当)

公益財団法人 仙台市水道サービス公社 (要件5に該当)

4 評価結果

評価結果	該当団体
1 著しく経営状況が悪化しており、抜本的な経営改善が必要な団体	なし
2 著しく経営状況が悪化しており、経営改善努力が必要な団体	なし
3 著しく経営状況が悪化しているとまではいえないが、経営状況の推移に注意が必要な団体	なし
4 著しく経営状況が悪化しているとはいえない団体	公益財団法人 仙台市産業振興事業団 公益財団法人 仙台市水道サービス公社

《各団体に対する評価コメント》

① 公益財団法人 仙台市産業振興事業団

当該団体は、企業経営資源の確保、産業間・産学間の交流、人材の育成、産業の情報化・国際化等の支援に関する事業を行い、地域産業の高度化を図るとともに、次代を担う新規企業の育成を図り、もって経済の発展と地域の振興に寄与することを目的とする団体である。

令和5年度の経常損益が赤字となった主な原因は、(1)建物譲渡損計上による正味財産合計額の減少、(2)減価償却費計上による経常赤字の発生、(3)施設管理運営事業における経常赤字の発生によるものである。

(1)は、実施事業の終了に伴う市への計画的な譲渡であり、(3)は、前期決算における経常黒字の収支相償を満たすための経常赤字であり、いずれも令和5年度の臨時的なものである。

また、(2)について、市への補助金の返納により収支差額が原則0円となるという当該団体の財政の性質から、減価償却費による経常赤字は例年発生するものであるが、仮に(1)及び(3)が発生していなければ、(2)のみでは付議要件には該当しない。

以上のことから、「4 著しく経営状況が悪化しているとはいえない団体」と判断する。

② 公益財団法人 仙台市水道サービス公社

当該団体は、上下水道の適正かつ円滑な利用の促進と適切な維持管理を行うために必要な事業を行い、上下水道事業の健全な運営と公衆衛生の向上に寄与することを目的とする団体である。

直近3年度全てにおいて経常損失が生じている主な原因は、特に令和5年度においては、給水装置工事設計図書等作成業務における、(1)受付件数の多くを占める戸建住宅の件数が減少したことに伴う収益の減少、(2)作図処理に時間を要する中高層物件の受付件数が増加したことに伴う費用の増加によるものである。

対策として、設計手数料の適正化による収益増加や業務効率化の推進による人件費縮減に向けた取り組みを進めており、また、現状の赤字幅は大きくないことから、「4 著しく経営状況が悪化しているとはいえない団体」と判断する。ただし、今後の予決算状況の推移を把握するため、来年度も予決算資料の提出を求めることとする。

5 委員名簿（敬称略）

委員長	大 泉 裕 一	(大泉会計事務所・公認会計士・税理士)
委員	西 村 一 幸	(公認会計士西村一幸事務所・公認会計士)
委員	水 野 由 貴	(水野由貴公認会計士事務所・公認会計士)